

○滋賀県中小企業活性化審議会規則

平成25年3月22日

滋賀県規則第6号

滋賀県中小企業活性化審議会規則をここに公布する。

滋賀県中小企業活性化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成24年滋賀県条例第66号）第17条第5項の規定に基づき、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、商工観光労働部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

滋賀県中小企業活性化審議会委員名簿
(任期: 令和7年9月1日～令和9年8月31日)

令和7年9月1日時点
(敬称略、五十音順)

氏名	役職等	備考
浅見 宣義	長浜市長	
岡澤 則子	滋賀県商工会議所女性会連合会 会長	
小川 貴子	株式会社和たよ 取締役	
木村 茂	滋賀中央信用金庫 常務理事	
佐藤 祐子	株式会社国華荘 代表取締役社長	
清水 康裕	清水工業株式会社 代表取締役社長	
鈴木 あつ子	滋賀県商工会女性部連合会 副会長	
塚本 礼仁	滋賀県立大学人間文化学部 教授	
永井 茂一	株式会社ピアライフ 代表取締役	
西山 彰子	公募委員	
長谷川 真梨	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 執行役員	
福田 久司	有限会社クリーニングショップ丸善 代表取締役	
二橋 省之	株式会社二橋商店 代表取締役	
堀 裕子	公募委員	
三浦 武也	大正電機製造株式会社 代表取締役	
宮本 麻里	合同会社LOCO 代表	
村田 弘司	株式会社日吉 相談役	
山下 悠	滋賀大学経済学部 准教授	
山元 磯和	株式会社滋賀銀行 常務執行役員	
山本 身江子	滋賀県地域女性団体連合会 副会長	



Mother Lake
Goals

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

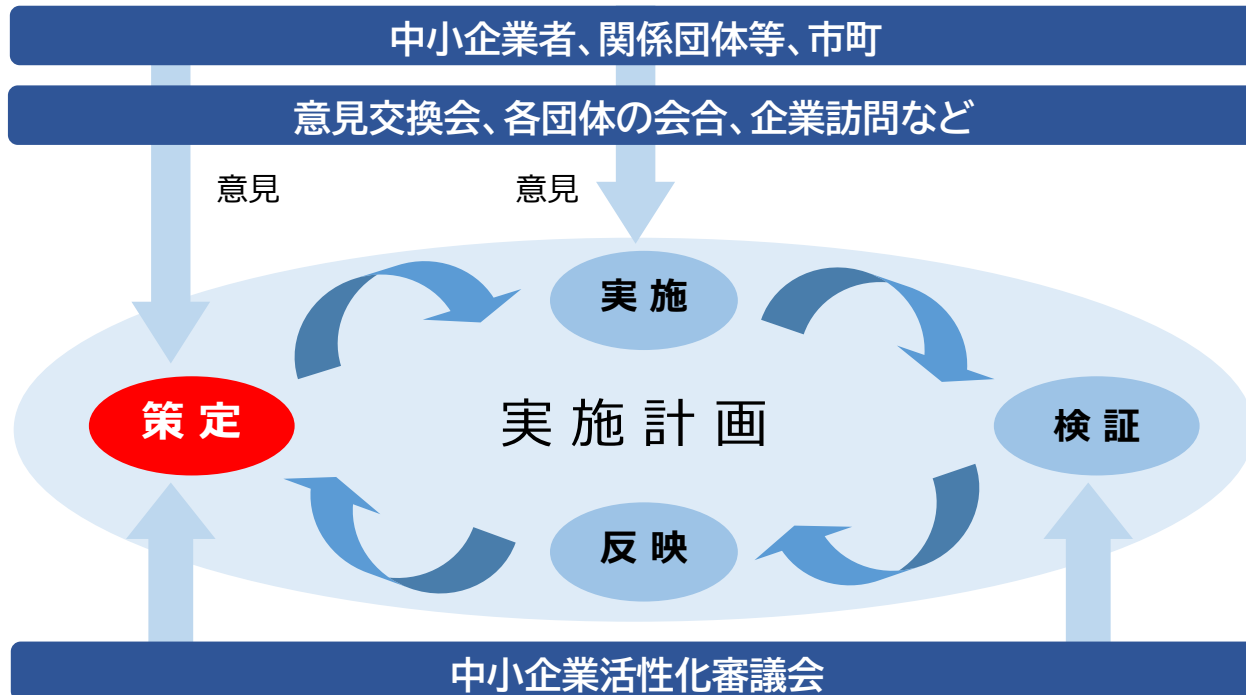
令和7年度 滋賀県中小企業活性化施策実施計画

～中小企業の「稼ぐ力」の強化～

令和7年4月
滋賀県

計画の位置づけ

- 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例第10条第1項に基づき、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画を、毎年度策定
- 「滋賀県産業振興ビジョン2030」の方向性に基づき、中小企業の活性化推進の観点から、施策の具体化を図るもの
- 中小企業支援法第4条第1項の規定に基づき、都道府県が定める中小企業支援計画





滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和7年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画

目指す中小企業の姿

滋賀県産業振興 ビジョン2030

『**新たなチャレンジ**』が日本で一番行いやすい県』、『**社会的課題**』をビジネスで解決し続ける県』

重視する4つの視点

- ①チャレンジする人・企業が集まる滋賀
- ②実証実験のフィールド滋賀
- ③ビジネスで実践する「健康しが」
- ④世界から選ばれる滋賀

滋賀県中小企業 活性化推進条例

- ・厳しい経済や社会の状況の中にあっても、**未来に向け果敢に事業活動を展開**する中小企業
- ・**強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍**する中小企業

中小企業活性化施策の基本(条例第8条)

- ◆ 施策1 中小企業による **自らの成長を目指す取組** および **地域社会の課題解決の取組** の円滑化(第8条第2項)
- ◆ 施策2 中小企業の **人材に関する取組** (第8条第3項)
- ◆ 施策3 中小企業の **経営基盤の強化** (第8条第4項)
- ◆ 施策4 **産業分野の特性** に応じた中小企業の事業活動の活発化(第8条第5項)

施策の基本に基づき
事業を実施

中小企業者・関係団体等の連携促進(条例第9条等)

- ・ 中小企業者・関係団体等の有機的な連携・協力の促進 (産学官金・企業間連携等の促進に努める)

中小企業活性化施策を推進するための基本姿勢

- ・ **柔軟かつ機動的な事業執行** (経済状況等の変化に対応し、柔軟かつ機動的な事業執行に努める)
- ・ **支援策の周知・徹底** (支援を必要とする中小企業の皆様に迅速かつ確実にお届けするよう努める)
- ・ **支援機関との連携強化** (多様な支援ニーズへの対応のため、支援機関との連携強化に努める)
- ・ **事業目標の達成** (可能な限りアウトカム目標を設定し、その達成に努める)

国の動き

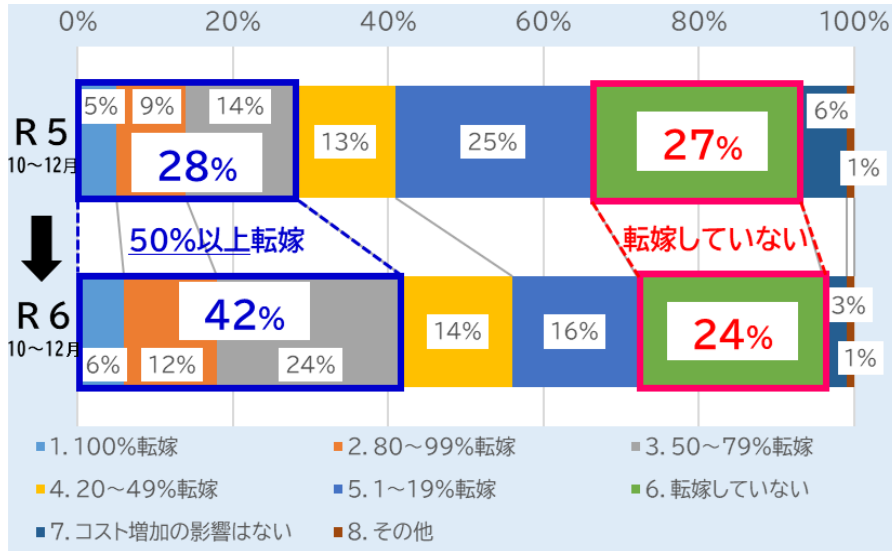
- 「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を目指す総合経済対策の実施。賃金・所得の増加に向けた経済の成長、物価高への対応等の重要課題の克服に取り組む
- 「成長と分配の好循環」達成に向けた価格転嫁を含む取引適正化をより一層強化
- 賃上げの原資である企業の「稼ぐ力」を継続的に強化
- 1月の経団連・連合の会長会談では、約30年ぶりとなる高水準の賃上げを2年連続で更新してきたこの勢いを定着させ、中小企業を含めて社会全体に波及させていくことの必要性を共有しており、内閣総理大臣施政方針演説においても、物価上昇に負けない賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性の向上を図るとの認識

県内企業の状況と県の動き

- 生産性向上や新事業展開、人材育成等前向きな取組が見られる一方で、物価高騰や人材不足等の影響が幅広い事業者に及んでおり、特に中小企業では十分に景気の回復を実感できるまでには至っていない。また、倒産・休廃業件数は増加傾向にある
- エネルギー・原材料等のコスト上昇分の販売価格への転嫁は二極化の兆しが見られ、特に「労務費」の転嫁が難しい状況。価格転嫁が進まない理由に、「競合他社との価格競争(値上げによる売上減等)」や「取引先または消費者の理解が得られない」を挙げる声が多い
- 県では、地方版政労使会議「働き方改革推進協議会」において、政労使が連携し、昨年に採択された共同メッセージの取組事項を引き続き実施するとともに、「賃上げに取り組む県内中小企業者への支援」など、とりわけ令和7年度に取り組む4つの事項を決議

● 景況調査結果(価格転嫁状況)の抜粋

令和5年度と令和6年度の比較

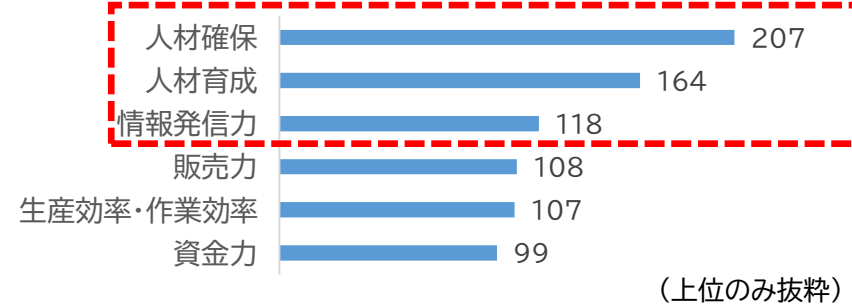


Point

県内企業における価格転嫁の状況は、進展しているものの、**二極化の兆し**がみられる

● 中小企業アンケート結果の抜粋

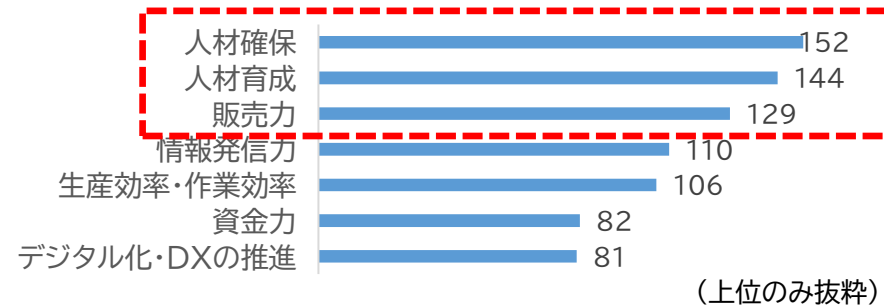
自社の現在の課題(複数回答)



Point

昨年に引き続き「**人材確保**」が最多
「**人材育成**」・「**情報発信力**」が次ぐ

今後強化したいもの(複数回答)



Point

昨年2位の「**人材確保**」が最多に
「**人材育成**」・「**販売力**」が次ぐ

前回の中小企業活性化審議会での議論

今後の中小企業活性化施策において重視すべきキーワード(案)

< 経済・社会情勢 >

物価高騰・賃上げ
世界景気の減速懸念
旺盛な投資意欲

人手不足
為替変動(円安)
好調なインバウンド

金利上昇
技術革新・DX
など

施策の基本①「新たな挑戦、地域社会の課題解決の取組」

中小企業×スタートアップ
海外展開
CO₂ネットゼロ

イノベーション
DX・GX推進
地域社会課題解決

施策の基本②「人材(ひとづくり)に関する取組」

若年層の確保・定着
多様で柔軟な働き方

リスクリング
ダイバーシティ
ジェンダー平等

施策の基本③「経営基盤の強化に関する取組」

生産性向上
産学官・企業間連携
資金繰り

価格転嫁促進
事業承継
危機管理

施策の基本④「産業分野の特性に応じた取組」

産業用地の確保
地場産業・産地の活性化
観光産業の高付加価値化

委員からの御意見

- **人材確保**に向けて、(特に若い方に)**本県企業の魅力を伝える**ことや**働き方の転換**も重要、また、**年収の壁の問題**についても取り上げていくことが必要ではないか
- 人材確保が難しい企業では、**省力化による生産性向上**を図ることが重要
- **人材育成**に向けて、社員の**再教育や学び直し**の機会を作ることが重要
- **積極的な海外展開**とあわせて**海外企業に本県の良さを知っていただく**ことも重要
- **地場産業**についてネットワークづくりを始め、**新たな展開**が必要ではないか など

本県中小企業の持続的な成長に向けて、適切な価格転嫁を伴う賃上げができる環境を整えるとともに、ひとづくりや生産性向上等により「稼ぐ力」を強化する

主な取組内容

適切な価格転嫁・持続的な賃上げの促進

- 価格転嫁に関する情報発信
- 経済団体と連携した価格転嫁の取組促進
- 賃上げ・人材確保に係る環境整備の支援

ひとづくりの推進、ダイバーシティへの取組

- 若年層の確保・定着に向けた支援
(奨学金補助制度創設・スキルアップ支援)
- 外国人材の活躍の促進
- 働く場における女性活躍の推進

生産性向上

- 滋賀県未来投資支援事業(第2弾)
- 地場産業の生産性向上・新事業創出の支援

海外展開推進、インバウンド誘客充実

- ベトナムでのビジネス展開の促進
- 水・環境分野での海外ビジネスの推進
- インバウンド誘客力の向上

新たな成長産業創出、産学官・企業間の連携

- 将来の成長産業分野への新規参入の促進
- 技術開発から事業化までの支援
- 中小企業とスタートアップによるオープンイノベーション創出

販売力・情報発信力の充実

- 「ここ滋賀」への出品サポート
- 「滋賀県ちいさな企業応援月間」情報発信

産業立地の推進

- 企業の再投資・用地確保の支援

商機拡大やビジネス交流

- 海外企業等向けビジネス視察相談窓口「Tech Tour SHIGA」設置
- 「越境ECサイト」活用による海外向け販路開拓支援
- 商工団体による商品等の開発・磨き上げの推進

魅力発信・次世代育成

- オープンファクトリーの推進
- 地場産業・伝統的工芸品の魅力発信
- 「世界につながる滋賀」を意識した観光誘客

イノベーションの創出

- スタートアップ、中小企業等の情報発信
- 万博を契機としたビジネスマッチング



レガシーの創出

新たなビジネス交流

魅力発信、知名度向上

次世代育成

海外への販路拡大

イノベーションの促進



(ビジネス視察相談窓口設置)



(観光誘客の展開)

令和7年度の中小企業活性化施策と重点事業

- 条例に規定する中小企業活性化施策の基本(施策1~4)に基づき**全122事業**を実施
- このうち、今年度の方向性を踏まえ、特に重要な**35事業**を「重点事業」とする

【122事業、予算額約342.4億円】（前年度比+15.1億円）
 ※中小企業振興資金貸付金等を除く 約80.0億円（前年度比+33.7億円）



施策1「中小企業の新たな挑戦および地域社会の課題解決の取組」①

- ✓ イノベーション創出、海外展開、地域社会の課題解決(DX、CO2ネットゼロ等)、創業等を促進し、中小企業による自らの成長を目指す取組および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組の円滑化を図る。

事業名	取組内容	R7年度の目標 ([]は現状基準値)		予算 (単位:千円)	担当課
		アウトプット目標	アウトカム目標		
滋賀県 未来投資支援事業	賃上げの原資となる付加価値額の増加を図るため、生産性向上や新事業展開、人材育成など、未来を見据えて意欲的に取り組む県内中小企業等を支援	補助件数 : 2,700件 [2,228件(R7.2時点)]	付加価値額の増加や課題解決につながった事業者の割合 : 95% [98.7%(R7.2時点)]	1,705,805	商工政策課
水・環境ビジネス推進事業	・産学官金民連携のプラットフォームである「しが水・環境ビジネス推進ネットワーク」を基盤として、高い成長が見込まれるアジア市場を重点にビジネスプロジェクトの創出・展開を支援 ・国内外の展示会への出展に加え、海外の水・環境ビジネス企業との商談の機会を設けるなど販路開拓を支援	水・環境ビジネス関連の商談件数 : 240件	成約見込件数 : 13件	39,999	商工政策課
① ベトナムビジネス・トータルサポート事業	ベトナムでのビジネス展開を目指す県内企業に対し、現地情報の提供や相談対応、ビジネスマッチング支援等を行い、県内企業の海外展開を促進	相談件数 : 30件	-	10,231	商工政策課

施策1「中小企業の新たな挑戦および地域社会の課題解決の取組」②



事業名	取組内容	R7年度の目標 ([]は現状基準値)		予算 (単位:千円)	担当課
		アウトプット目標	アウトカム目標		
地域社会の課題解決を目指すちいさな企業新事業応援補助金	小規模事業者による地域社会の課題解決に向けた新たな取組の実現に必要な経費の一部を補助することを通じて、小規模事業者の成長・発展を図る	採択事業数 : 14件[14件]	新商品等の開発や販路開拓に役立ったと回答した事業者 : 80%[83.3%(R5)]	9,000	中小企業支援課
⑨ 中小企業経営革新等応援事業	企業間連携による取組をはじめ、中小企業の新たな事業活動を促進するため、経営革新計画の承認および外部専門家による指導・助言を行うとともに、商品化、販路開拓に要する経費の一部を助成	新規承認件数 : 18件 中小企業経営革新等応援補助金採択者数 : 7件	「企業化状況調査」による企業化率 : 40%	15,282	中小企業支援課
プロジェクトチャレンジ支援事業	企業の技術開発からその事業化までの計画（チャレンジ計画）の認定、技術開発等に係る補助事業の実施およびフォローアップを実施し、新分野への創出、新産業の創造等の産業振興を図る	中小企業の新製品等開発計画の認定等件数 : 9件[10件]	過去5か年の計画認定事業の製品化割合 : 47%[38.6%]	123,029	イノベーション推進課
⑨ しがテックイノベーション創出事業	大学等の連携による人材育成や企業の技術開発支援環境の整備、また企業の技術課題を支援機関等への橋渡しによりその課題を解決する事業を実施し、半導体などの本県の将来の成長産業分野への県内企業の新規参入を促す	人材育成講座の開催数 : 14回 設備導入数 : 9件	-	354,666	イノベーション推進課

施策1「中小企業の新たな挑戦および地域社会の課題解決の取組」③



事業名	取組内容	R7年度の目標 ([]は現状基準値)		予算 (単位:千円)	担当課
		アウトプット目標	アウトカム目標		
地場産業 サステナビリティ対応支援事業	製造工程の見直し、製造過程で生じる端材を用いた製品開発などに要する経費を補助することで、持続可能な社会の実現に向けた県内地場産業事業者の取組を促進	サステナビリティに対応した取組件数 : 4件	-	2,000	イノベーション推進課
新 中小企業×スタートアップによる オープンイノベーション創出事業	高度な技術を持つ中小企業とスタートアップとの出会いの場を設け、オープンイノベーションによる既存事業のさらなる発展や新規事業創出を図る	共創支援 : 1件	-	13,800	イノベーション推進課
新 先導GX産業支援プログラム事業	GX技術の研究開発を推進するため、県内外の企業や大学等との研究連携体の組成に向け、研究開発の課題抽出やマッチング先の紹介支援、連携候補機関を対象とした勉強会の開催など、プロジェクトを円滑に進めるための伴走支援を実施	プロジェクト組成支援件数 : 3件	-	17,200	イノベーション推進課

施策1「中小企業の新たな挑戦および地域社会の課題解決の取組」④



事業名	取組内容	R7年度の目標 ([]は現状基準値)		予算 (単位:千円)	担当課
		アウトプット目標	アウトカム目標		
新 起業チャレンジ! ローカルベンチャー 創出支援事業	新たな価値の創造や地域活性化の創出に取り組み、事業成長を両立するローカルベンチャーの取組みについて、起業における事業費の助成と伴走支援を実施	採択者件数 : 10件	本事業に関連する起業 者数 : 15件	25,000	イノベーション推進課
女性の起業トータル サポート事業	セミナーの開催、相談の実施、指導助言を受けながら業務を進めることのできるコワーキングスペースの提供、ショッパ体験の場の提供、創業に向けたデジタルスキル習得支援や起業に関する情報を集約したサイトの運営などにより、女性の起業を支援	支援の利用者数 : 延べ600名 [826名]	R7年度創業および事業 継続者数 : 54名 [R6年度62名(12月 末)]	7,912	女性活躍推進課 (男女共同参画センター)
事業所省エネ・再エ ネ等推進加速化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家による省エネ診断の実施 ・省エネ設備の整備に対する支援 ・再生可能エネルギー等の設備の導入に対する支援 ・省エネ取組の計画立案から取組のフォローまでを支援 	省エネ診断件数 : 145件[100件] 省エネ・再エネ等設 備導入支援件数 : 73件[56件] 伴走支援件数 : 35件[29件]	事業によるCO ₂ 排出 削減量 : Δ543.2t-CO ₂ [Δ149.3t-CO ₂]	105,357	CO ₂ ネットゼロ推進課

施策2「中小企業の人材に関する取組」①

- ✓ 中小企業の事業活動を担う人材確保・人材育成、魅力ある職場づくり等を促進し、中小企業の人材に関する取組が効果的かつ適正に行われるようにする。



事業名	取組内容	R7年度の目標 〔 〕は現状基準値		予算 (単位:千円)	担当課
		アウトプット目標	アウトカム目標		
新 オープンファクトリー推進事業	県内企業が製造現場を公開する取組を後押しすることにより、企業の認知度向上や将来的な人材確保につなげる。 ・小学生～大学生を対象にオープンファクトリーイベントを開催 ・開催にあたっては、参加事業者に対して、勉強会や交流会を通じて、自社の魅せ方向上や企業間連携を促進	参加者定員に対し 80%の参加率	参加事業者へのアンケートにおいて「従業員の意識変化など参加事業者にとってプラスの効果があった」と回答した者の割合：80%	6,000	商工政策課
生産性向上に向けた人材育成推進事業	企業内で生産性向上を推進する人材育成や企業ものづくり診断の実施により、県内中小企業等における生産性向上の取組を促進	①集合型講座の受講者 : 22名 ②出前型講座の受講企業 : 5社	現場管理者向け講座において、生産性向上を達成する取組の参考となったと回答した受講者(企業)の割合：8割	10,000	商工政策課
新 地場産業後継者インターンシップ事業	地場産業や伝統的工芸品事業者と連携して、県内外の子どもたちに対して、体験学習等の機会創出し、将来の進路選択の幅を広げたり、自分らしく豊かに生活したりするため、「住む・働く」ことを中心とした実践的なインターンシップを支援	インターンシップ受入事業者数 : 1者	内定者 : 1名以上	3,500	イノベーション推進課
企業人材のDXスキル強化支援事業	県内中小製造業者に対し、DXにかかるセミナー、研究会等を実施するとともに、実践の場の提供、実務を通じたDXスキル訓練により、「社内システムインテグレーター(SI)」を育成する取組を支援	社内SIとなるDX人材育成件数 : 6件〔6件〕	社内SIとなるDX人材の育成に取り組む、もしくは、育成することを検討する事業者数 : 20件	12,000	イノベーション推進課

施策2「中小企業の人材に関する取組」②



事業名	取組内容	R 7年度の目標 ([]は現状基準値)		予算 (単位:千円)	担当課
		アウトプット目標	アウトカム目標		
プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業	<p>中小企業者に対して、企業の成長に必要な人材の活用を働きかけるとともに、専門人材の採用および定着を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネージャー等による企業訪問（採用支援・定着支援） ・プロフェッショナル人材戦略協議会の開催 ・プロ人材活用セミナーの開催 ・大手企業・県内中小企業交流会の開催 ・人材定着セミナーの開催 ・出張ミニ相談会の実施 ・副業兼業人材活用促進補助金による支援 	<p>相談件数 : 1,100件 [813件(R6.12時点)]</p>	<p>①地域企業に対する副業・兼業を含めた人材マッチング件数 : 300件[283件]</p> <p>②直近の居住地が県外のプロ人材のマッチング件数 : 130件[52件]</p>	80,552	労働雇用政策課
新 外国人材活躍促進事業	<p>①外国人材総合支援 「滋賀県外国人材受入サポートセンター」の運営、好事例共有セミナー、外国人材向け合同企業説明会等</p> <p>②ベトナム人材交流推進事業 ハノイ工科大学における日本語講座、県内企業におけるベトナム人短期就業体験、ベトナムジョブフェア</p> <p>③日本語・ビジネスマナー講座 県内企業で働く外国人材等を対象とした就労場面における日本語およびビジネスマナー講座</p>	<p>①センター相談件数 : 延べ550件</p> <p>②ベトナムジョブフェア出展企業数 : 12社</p> <p>③日本語講座受講者数 : 50名</p>	<p>本事業を通じて採用につながった外国人材数 : 475名</p>	68,184	労働雇用政策課
新 若年層等確保・定着支援事業	<p>中小企業が、若年人材の確保や定着に向け、従業員に対して奨学金返還や資格取得等のスキルアップ支援に取り組み、その経費を企業が負担する場合、企業の負担額の一部を県が補助する</p>	<p>補助金交付件数 奨学金30件、スキルアップ20件</p>	-	16,610	労働雇用政策課
中小企業賃上げ・人材確保環境整備応援事業	<p>中小企業等の経営改善や労働者の所得向上を図るため、計画的な方針のもと賃上げ・人材確保に向けた就業規則等の見直しを実施する県内中小企業等を支援する</p>	<p>申請件数 : 200件[182件]</p>	-	21,085	労働雇用政策課

施策2「中小企業の人材に関する取組」③



事業名	取組内容	R7年度の目標 ([]は現状基準値)		予算 (単位:千円)	担当課
		アウトプット目標	アウトカム目標		
新 人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業	企業の人材戦略の変革やリスクリリング、ワークエンゲージメントの向上などの取組を促進するため、人的資本経営の重要性や具体的な取組手法を学び、各企業での取組実践につなげる講座の開催や、相談・フォローアップ、伴走支援を行う	経営層向け講座の参加企業数 : 20社	経営層向け講座参加者のうち、経営に関する考え方に変化のあった経営層の割合 : 90%	20,500	労働雇用政策課
新 魅力ある職場づくり事業	多様で柔軟な働き方など「魅力ある職場づくり」に取り組もうとする中小企業の掘り起こしを図り、その取組を支援 ・中小企業や業界団体等を対象とした魅力ある職場づくりセミナー ・「魅力ある職場づくり」に関心のある中小企業に対して、各企業が抱える課題に応じた解決策を提案するアドバイザー派遣 ・アドバイザー派遣の成果を共有する場の設置	アドバイザー派遣企業数 : 40社	-	6,000	労働雇用政策課
働く場における女性活躍推進事業	①輝く女性のハッピー・キャリアセミナー【継続就労&仕事と家庭の両立】(オンライン併用) ②企業トップ層を対象としたセミナーの開催 ③女性管理職、管理職候補者を対象とした、組織の枠をこえ、相談し不安を軽減するための交流会の開催とマネジメント力を養成するための講座の開催	①ハッピー・キャリアセミナー参加者数 : 65名[71名] ②トップ層を対象としたセミナー参加者数 : 50名 ③女性管理職対象講座参加者数 : 80名[50名]	①ハッピーキャリアセミナー受講者の心情変化(気づき)率の割合 : 85%[89%] ②トップ層を対象としたセミナー参加者の心情変化(気づき)率の割合 : 85% ③女性管理職対象講座参加者の参加目的達成割合 : 85%	1,378	女性活躍推進課
滋賀県立高等専門学校整備推進事業	滋賀初の高等専門学校の設置に向けた準備を行う。令和10年春の高専設置に向けたソフトとハード両面の検討として、学校組織やカリキュラムづくり、連携体制の構築、必要設備の検討などと並行して、施設整備関連の発注業務を行う	・施設設計業務および造成工事の完了 ・産業界との連携・共創の具体化	-	1,369,878	高等教育振興課(高専設置準備室)

施策3「中小企業の経営基盤の強化」

- ✓ 経済的社会的環境の変化に対応した経営の維持・改善に関する支援体制整備、事業承継の促進、危機管理能力の向上に係る支援等により、中小企業の経営基盤の強化を図る。



事業名	取組内容	R 7年度の目標 ([]は現状基準値)		予算 (単位:千円)	担当課
		アウトプット目標	アウトカム目標		
小規模事業者等DX推進伴走支援事業	商工会・商工会議所の経営指導員が、外部専門家とともに小規模事業者のDXを支援するための経費等を補助するとともに、伴走支援をより効果的に実施するための支援事例集を作成	商工会・商工会議所職員によるDX重点支援件数 : 年間150件 [148件(最新値R5)]	重点支援事業者のうち、売上高または生産性が向上した(見込み含む)割合 : 80% [86.9%(最新値R5)]	7,315	中小企業支援課
事業承継促進事業	3年以内に事業承継が見込まれる60歳以上の経営者または事業売却者を対象に、円滑な事業承継に向けた体制整備に向けて行う事業やM&Aに係る仲介を受ける事業に係る経費を補助	採択事業者数 : 15件 [11件]	事業承継の課題解決に繋がった事業者 : 15者 [5者(R6.11時点)]	6,000	中小企業支援課
事業継続計画策定支援事業	県内中小企業・小規模事業者のBCP策定を促進するため、中小企業者、商工団体職員および市町職員等を対象に、BCP策定の重要性、策定や運用のポイントを学ぶ研修会を開催	研修参加者数 : 40者 [74者]	研修を受けて事業継続力強化計画・BCPを策定した企業の増加数 : 5社[7社]	205	中小企業支援課
新 県内事業者等「ここ滋賀」出品サポート事業	マーケティングの専門的な知見から現状分析を行い、「ここ滋賀」での売れ筋商品の傾向や販売促進に向けた商品改良などの情報を県内事業者等へフィードバックし、「ここ滋賀」への出品に向けてサポート	県内事業者等へのフィードバック回数 : 年間4回	出品事業者満足度 : 85%以上	2,000	観光振興局 (ここ滋賀)
安全・安心なサイバー空間構築推進事業	企業活動におけるサイバー空間の脅威の情勢を体感することにより危機意識の向上を図るとともに、サイバーセキュリティの重要性と必要な対策を周知し、中小企業のセキュリティ対策の強化を支援していくため、令和3年度より、県内事業者を対象にパソコン実機を使用した体験型を含むサイバーセキュリティセミナーを随時、実施しており、令和7年度も継続実施 その一方で、令和7年度中には、当該セミナーを既に受講済みの中小企業を主な対象にステップアップした内容でのコンテンツを作成し、中級編と位置づけたセミナーを並行して開催していくことで、企業における更なる危機管理意識の向上を目指していく	ステップアップセミナー実施回数 : 12回	ステップアップセミナーで「自身のサイバーセキュリティに関する知識等が向上した」と回答した参加者 : 参加者の9割以上	2,571	警察本部サイバー犯罪対策課

施策4「産業分野の特性に応じた取組の促進」

- ✓ 産業立地の推進、地場産業・観光産業の活性化等により中小企業の事業機会の増大を促進し、産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化を図る。



事業名	取組内容	R7年度の目標 ([]は現状基準値)		予算 (単位:千円)	担当課
		アウトプット目標	アウトカム目標		
産業立地促進応援パッケージ	立地企業への継続的なサポートや、操業後の課題に向けた取組に対する支援により、県内への新規立地や再投資等を促進	企業訪問等対応件数 : 200件	-	48,334	産業立地課
情報通信業の県内立地促進事業	デジタル社会の進展に伴い、情報通信業の重要性が高まっていることから、その立地促進に向けた支援策を講じることで、本県における情報通信業の振興を図る。	滋賀県への立地に関心のある情報通信業者へのヒアリング : 10者	県内へオフィスを設置する情報通信業者 : 2者	14,540	産業立地課
「滋賀県ちいさな企業応援月間」情報発信事業	SNSを活用して県内のちいさな企業の魅力を発信するとともに、応援月間に合わせて関係機関が実施する関連イベント等を情報発信	応援月間関連イベントの開催 : 100件 [105件]	応援月間認知度 : 10% [7.9%]	2,000	中小企業支援課
地場産業生産性向上・新事業創出支援事業	県内地場産業事業者等が新商品の開発に加え、生産性向上、環境負荷軽減といった目的で実施する設備・道具、ソフトおよび施設の整備の他、モノづくり体験事業等に必要な費用の一部を補助	支援件数 : 16件	-	40,000	イノベーション推進課
新 観光産業活性化事業 (インバウンド誘客力向上事業)	<ul style="list-style-type: none"> 重点市場(東アジア)および開拓市場(欧米豪)への市場別ニーズに基づいたプロモーション 広域連携DMO(関西観光本部、中央日本総合観光機構)との連携による広域プロモーション 県内観光事業者の行うインバウンド受入環境整備への支援 	インバウンド受入環境整備への支援 : 12件	外国人延べ観光入込客数 : 74万人	83,980	観光振興局

○滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例

平成24年12月28日

滋賀県条例第66号

改正 平成28年3月23日条例第40号

改正 令和6年3月19日条例第36号

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例をここに公布する。

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例

滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしている。

全国有数の「モノづくり県」である本県産業を支えているのは、確かな技術や品質管理を誇る滋賀の中小企業である。また、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」に代表される近江商人の精神は、滋賀の中小企業に受け継がれている。

しかしながら、今、中小企業を取り巻く経済や社会の状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化している。さらには、アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念され、また、自然災害などに対する危機管理も課題となっている。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠である。これによって、地域でヒト、モノ、カネ、情報の集積と好循環が生まれていく。

また、厳しい経済や社会の状況の中にあっても、中小企業には、未来に向け果敢に事業活動を展開するとともに、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍することが強く求められている。

私たちは、中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するよう、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、中小企業の活性化を推進していくことを決意し、ここに滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策（以下「中小企業活性化施策」という。）の基本となる事項を定め、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、県内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業の活性化 中小企業による自らの成長を目指す取組および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組が促進され、その人材に関する取組が効果的かつ適正に行われ、その経営基盤が強化され、ならびに産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）であつて、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

（一部改正〔平成28年条例40号〕）

(基本理念)

第3条 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること。
- (2) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること。
- (3) 小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模が勘案されること。
- (4) 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること。
- (5) ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造または修理と密接に関連する事業活動を行う業種をいう。以下同じ。）の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特色が生かされること。
- (6) 県、中小企業者、関係団体等（中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）および金融機関をいう。以下同じ。）、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること。

（一部改正〔平成28年条例40号〕）

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業活性化施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たり、中小企業者、関係団体等、国および他の地方公共団体との連携に努めるとともに、中小企業者および関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

3 県は、中小企業の活性化に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が中小企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めるものとする。

2 中小企業者は、基本理念にのっとり、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、地域における雇用の機会の創出、地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努めるものとする。

(関係団体等の役割)

第6条 中小企業に関係する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努めるものとする。

2 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、中小企業者との取引の拡充、中小企業者の研究開発に対する支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

3 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者の研究開発、新規事業の創出ならびに人材の確保および育成に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

4 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化が地域の経済および社会の発展に寄与することについての関心および理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品の購入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとする。

(中小企業活性化施策の基本)

第8条 県が実施する中小企業活性化施策は、次項から第5項までに定める施策を基本とするものとする。

2 県は、中小企業による自らの成長を目指す取組および地域社会の持続的かつ健全な発展に貢献しようとする取組が円滑に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずる

ものとする。

- (1) 将来において成長発展が期待される分野への参入に向けた環境の整備、当該分野における研究開発に対する支援その他の方法により、当該分野における中小企業の参入および事業活動の促進を図ること。
 - (2) 地域の実情および特性を踏まえた商品および役務の開発に対する支援、これらの利用の推進その他の方法により、県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進を図ること。
 - (3) 海外における新たな需要の開拓に対する支援、外国との経済交流の推進その他の方法により、中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進を図ること。
 - (4) 地域社会に存する課題に対応した新たな製品、技術および役務の開発に対する支援、これらの開発に関する普及啓発その他の方法により、当該課題の解決に資する中小企業の事業活動の促進を図ること。
 - (5) 創業に向けた環境の整備、創業に関する気運の醸成、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。
- 3 県は、中小企業の人材に関する取組が効果的かつ適正に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
- (1) 雇用に関する情報の提供、中小企業における多様な人材の就労の機会の提供その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保の促進を図ること。
 - (2) 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発および向上の促進その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の育成の促進を図ること。
 - (3) 労働者が個々の事情に応じて意欲を持って働くことができる就業環境の整備に対する支援、勤務条件の改善に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の魅力ある職場づくりの推進を図ること。
- 4 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
- (1) 資金の供給の円滑化、経済的社会的環境の変化に対応した経営の維持および改善に関する支援体制の整備その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。
 - (2) 事業および技術の円滑な承継に対する支援体制の整備、これらの承継に関する意識の啓発その他の方法により、中小企業の事業および技術の承継の促進を図ること。
 - (3) 県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信その他の方法により、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。

- (4) 自然災害、感染症等への対策に対する支援、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の推進に関する情報の発信、知的財産の保護の推進その他の方法により、中小企業の危機管理能力の向上を図ること。
- 5 県は、産業分野の特性に応じ、中小企業の事業活動が活発に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
- (1) 付加価値の高い製品の開発能力の向上および製品の新たな需要の開拓に対する支援、地場産業における製品の魅力の発信、企業の設備投資の促進その他の方法により、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大を図ること。
- (2) 商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備、商店街における創業の促進その他の方法により、小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大を図ること。
- (3) 新たな観光資源の発掘、観光資源の魅力の増進およびその発信、これらを活用した事業の推進その他の方法により、観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大を図ること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、産業分野の特性に応じた中小企業の事業機会の増大を図ること。

(連携および協力の推進)

第9条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、事業の分野を異にする事業者の交流の機会の提供、共同研究の実施に対する支援その他の方法により、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進するものとする。

- 2 中小企業者および関係団体等は、中小企業活性化施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(実施計画)

第10条 知事は、毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、実施計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(検証および施策への反映)

第11条 知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければならない。

2 知事は、前項の規定による検証の実施に当たっては、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の検証の結果を中小企業活性化施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第12条 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たっては、中小企業者、関係団体等および市町の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第13条 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、必要な調査および研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 県は、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上および税制上の措置)

第15条 県は、中小企業活性化施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(滋賀県中小企業活性化審議会)

第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第10条第2項および第11条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、中小企業の活性化に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第17条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、中小企業の活性化に関し学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(滋賀県ちいさな企業応援月間)

第18条 県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、滋賀県ちいさな企業応援月間を設ける。

2 滋賀県ちいさな企業応援月間は、7月とする。

3 県は、小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、滋賀県ちいさな企業応援月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(追加〔平成28年条例40号〕)

付 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 滋賀県中小企業振興審議会設置条例（昭和38年滋賀県条例第34号）は、廃止する。

3 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成28年条例第40号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和6年条例第36号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県産業振興ビジョン2030

変化への挑戦（Challenge for Change）
～受け継いだ強みを活かし、次代を見据えた新たな価値の共創～

令和2年（2020年）3月
滋 賀 県

滋賀県産業振興ビジョン改定の趣旨



位置づけ

本県における産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針となるもので本県の実情と将来予測を踏まえ、今後の産業振興の理念や施策の基本的な方向などを定めるもの。

県、企業、団体、大学をはじめとする、多様な主体の共創により取組を進めるための共通の指針となるもの。

改定の必要性

本格的な人口減少社会への移行、就業構造の変化、T P P 1 1 協定の発効、国連で採択された持続可能な開発目標（S D G s）の達成やSociety5.0の実現に向けた国の動き等、本県を取り巻く経済・社会情勢が大きく変化している。

こうした変化に的確に対応し、本県が将来にわたって力強く持続的な発展を遂げていくため、新たに策定された滋賀県基本構想に基づき、改定を行うもの。

改定後の計画期間

令和2年度（2020年度）から令和12年度（2030年度）。

※現行の産業振興ビジョンの計画期間は、平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）

改定のポイント



- コンセプトを明確化
～「キーメッセージ」を設定
ミッション(使命)、ビジョン(目指す姿)、バリュー(価値観)を定義
- 持続可能な社会の実現に向け、目指す姿からのバックキャストिंगの手法も加え、施策を推進
- 「人」を中心においた、本県の強みを伸ばす取組を強化
- 多様な主体の共創により、経済・社会・環境の調和のもと、ビジネスで社会的課題の解決と、持続可能な社会の構築につながる、新たなチャレンジを応援
- 施策の推進にあたっては、経済・産業の活性化状況のモニタリングに加え、OODAに見られる新たな考え方を取り込む

滋賀県基本構想 “変わる滋賀 続く幸せ”

キーメッセージ

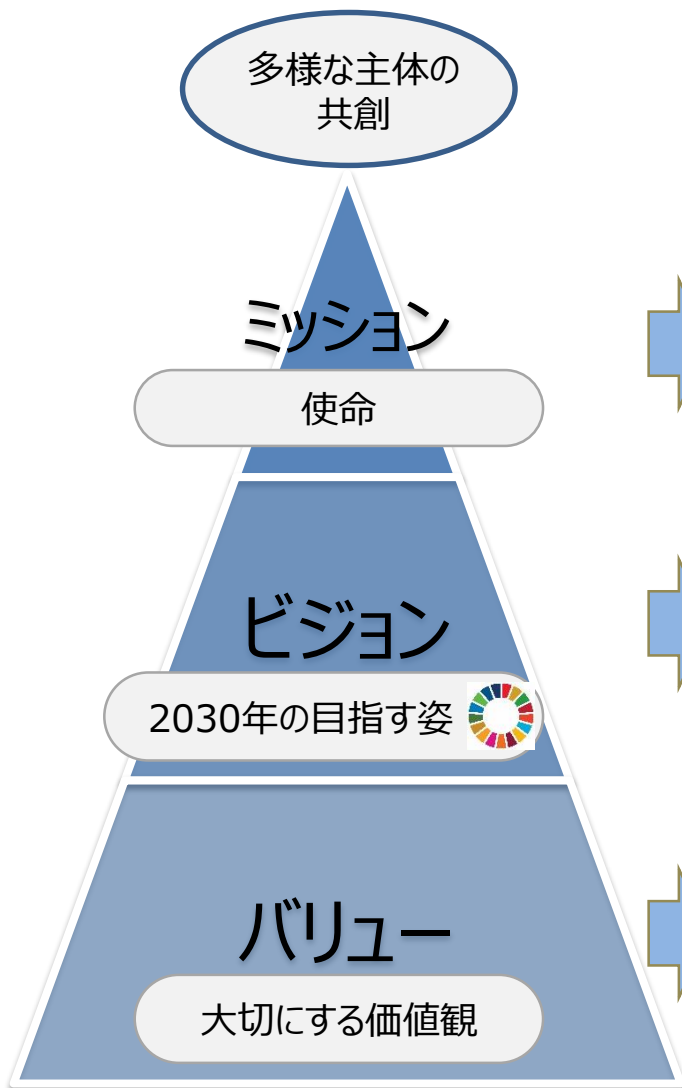
変化への挑戦（*Challenge for Change*）

～受け継いだ強みを活かし、次代を見据えた新たな価値の共創～

世の中が複雑に変化し、将来を見通すことが困難を極める中、様々な可能性や選択肢がある社会で、築き上げてきたものを継承しつつ、変えるべきものは変えて、「新たな価値」を創出していく。

そのため、近江商人の「三方よし」の精神をその歴史から学び、受け継ぎ、持続可能な社会を構築するとともに、一方で、新しいテクノロジーやサービスを活用し、今まで以上のコラボレーションを実現し、失敗を重ねながらそれを糧にし、トライし続けることで、最適社会に変えていく。

産業振興ビジョン2030のコンセプト（2）



変化への挑戦 (Challenge for Change)

“人”や“モノ”のボーダーレスなつながりを通して、滋賀から、**世界が抱える社会的課題の解決策を提案し、持続可能な社会の構築につながる産業の発展に貢献します！**

新しいテクノロジーやサービスの創出、積極的なコラボレーション、進化するインフラを活用して、「**新たなチャレンジ**」が日本で一番行いやすい県、「**社会的課題**」をビジネスで解決し続ける県を目指します！※

- 琵琶湖をはじめとした自然環境を守り、活かし、支える循環共生型社会
- 「三方よし」、「忘己利他」、「一隅を照らす」等、先人から受け継ぐ精神
- 持続可能な経済活動のもと、人の幸せ、社会の幸せ、自然の幸せを追求

産業振興ビジョン2030が具体的に「目指す姿」

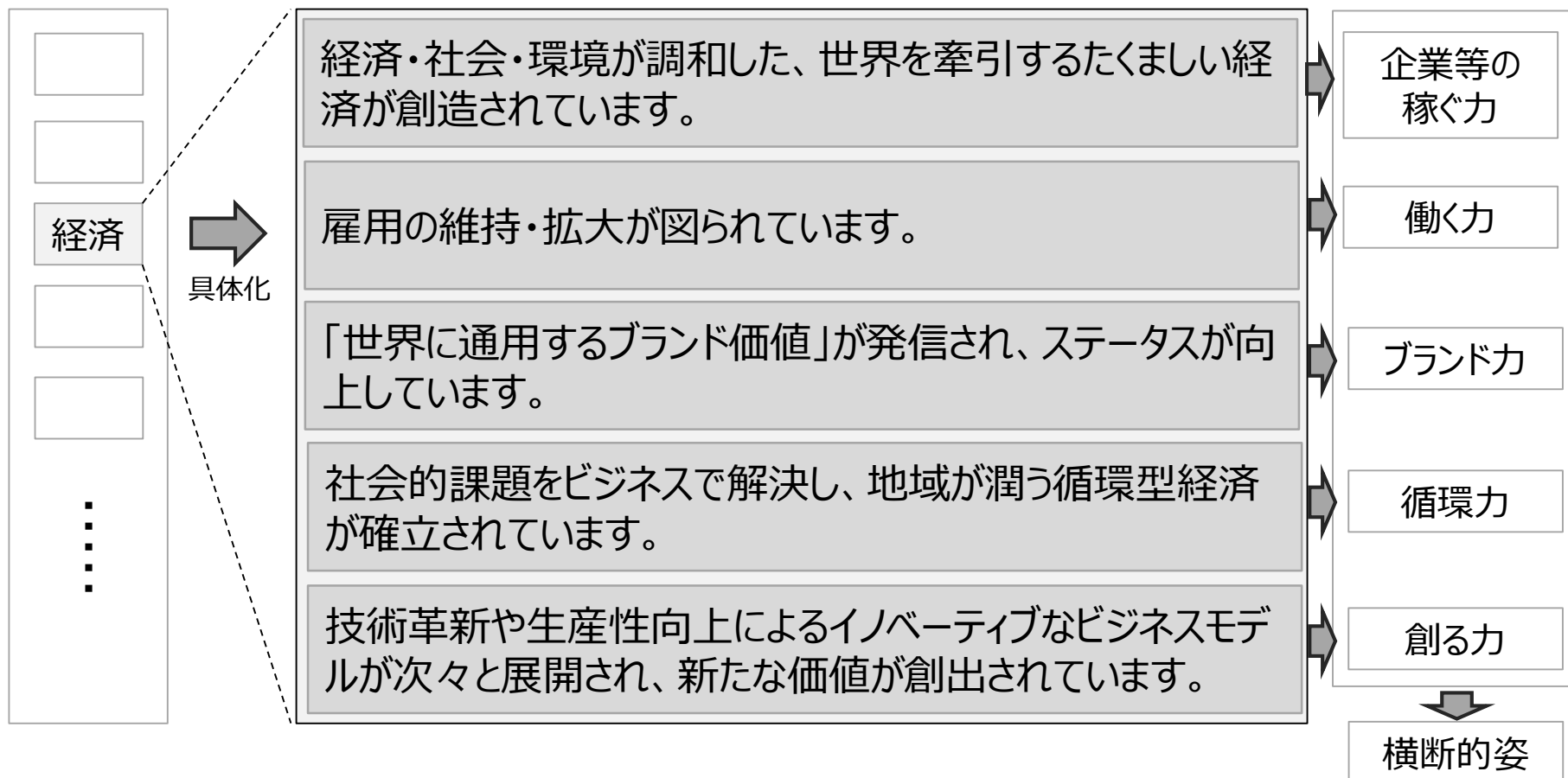


計画的に産業振興を進めていくため、現行の産業振興ビジョンの目指す姿を基本としながら、経済・社会情勢の変化等を踏まえ見直し、2030年の姿として次の姿を見据えます。また、これまでの経済・産業の活性化状況のモニタリングを活用します。

基本構想にある 目指す姿

産業振興ビジョン2030が具体的に目指す姿

経済・産業の活性化 状況のモニタリング



滋賀県基本構想や第五次滋賀県環境総合計画等における具体的な「目指す姿」



環境や社会への配慮、ICT、IoT、AI、ロボット技術、データ活用など第4次産業革命への対応、成長市場や成長分野を意識した産業創出・転換、事業展開等が進み、**社会的課題の解決に向けた取組**が広がるとともに、Society5.0時代における**滋賀の成長を支える多様な産業と雇用**が創出されています。

具体的な目指す姿

- SDGsの理念が県内企業に浸透しています。
- 高度なエネルギー利用が強みとなっています。
- 多様な人材が活躍できるダイバーシティ経営の広がりにより、強い経営が実現されています。
- 先端技術や技術革新により、生産性が向上し、新たなサービスや製品が生まれています。
- 組織を超えた交流が進み、新たなビジネス、商品・サービスが生まれ、起業なども活発になっています。
- グローバル市場への展開が進んでいます。
- 働く場としての魅力向上により、人材確保・定着が進んでいます。
- 大学等との連携により、人材育成が進んでいます。
- 円滑な事業承継が行われ、地域の活力が維持されています。
- 滋賀の風土が培ってきた技術、文化を体現する地場産業が維持、発展しています。
- 力強い農林水産業が確立し、新たな担い手の確保・育成が進んでいます。
- 環境や安全・安心などにこだわった高い付加価値を持つ農林水産物が生産されています。
- 交流人口や関係人口が増加し、その効果が様々な産業に現れています。
- 環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環が構築されています。
- 近江商人の歴史を学び、地域に対する誇りを持っています。

社会的課題

・プラスチックごみや食品ロスなどの課題や、地域の抱える諸課題等をビジネスで解決する取組が生まれている。

→社会的課題をビジネスで解決するために何をすべきか。



多様な働き方や社会への関わり方

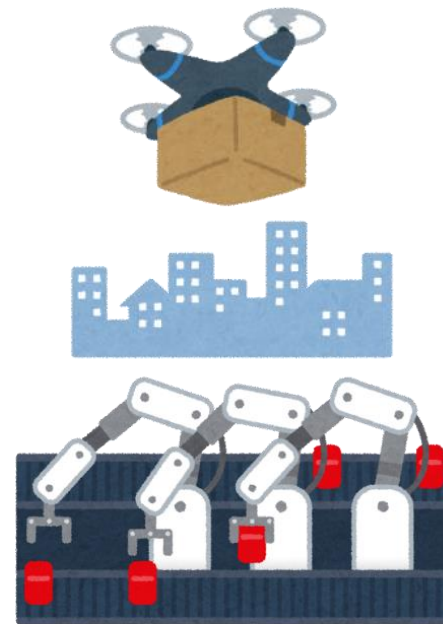
・ダブルワーク等の兼業・副業（複業）が進み、工場に勤めつつ、起業や地域の新たな担い手となっている。また、誰もが、自分の望む形で働ける多様な働き方が実現している。

→多様な働き方や社会への関わり方により、自己実現・地域貢献できる社会にするために何をすべきか。

実証実験

・IoT、AI、ロボット等の社会実装が進み、琵琶湖上でドローンが飛行し、買い物の利便性の向上や、工場の自動化や自動運転などが進展している。

→実証実験のフィールドとして滋賀が選ばれるために何をすべきか。



地場産業



・滋賀が誇る産業として維持・発展するとともに、海外展開が進み、世界のブランドとして評価され、ネットショップやクラウドファンディングなどにより広く販売されている。

→良いモノとして世界の認知度を高め、広く使ってもらえるために何をすべきか。

2030年の目指す姿からのバックキャストिंग

滋賀県基本構想の基本理念・目指す姿の実現を図るため、従来のフォアキャストिंगの手法による施策構築に加え、2030年の目指す姿からのバックキャストिंगの手法により、チャレンジを促進する産業振興の基本的な考え方を定めます。

バックキャストिंग

(目指すべき姿から多面的な視点で物事を捉え、課題解決につながる施策を立案)

ムーンショット型
(壮大目標挑戦型)
の未来構築

未来からあるべき到達点を見据えて行動

現状の課題や実績から
対応策を展開

現在の延長

フォアキャストिंग
(改善策を積み上げる)

現在

2030年

現在

人口動態の変化、次々生まれる新しいテクノロジー、人間を取り巻くあらゆる環境変化といった**世界規模の大きな流れを的確にとらえ**、変化への挑戦を促進し**「新しい価値」**を生み出していく必要があります。

人

人口動態の変化と人材不足

- 世界では人口増加、国内では人口減少と高齢化の影響が顕在化
- 様々な分野の人材不足による県内産業や医療・福祉への影響

第4次産業革命の社会実装によるSociety5.0の実現

- 国内市場の縮小による県内産業への影響
- 事業承継が進まない場合の地域社会への影響
- 農林水産業の持続性への影響
- 第4次産業革命を通じたSociety5.0の実現による経済や社会への影響
- AI、IoT等の技術革新（デジタルトランスフォーメーション）への対応

経済・社会

「負荷削減」だけでなく、「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点へ

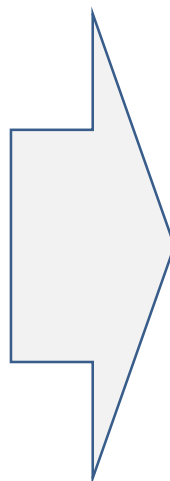
- 気候変動による影響の顕在化と多発する大規模災害
- パリ協定の発効による世界的な脱炭素化の流れ
- 再生可能エネルギーの利用拡大、新しいエネルギー社会の実現
- 琵琶湖や流入河川の水質改善も、生態系に関する課題の顕在化
- 「守る」取組で地域資源の価値を高め、「活かす」ことでさらなる「守る」取組を推進

環境

多様な主体の不断の取組によりインフラの進化に寄与するとともに、産業振興に活用します。

想定されるインフラの進化

- リニア新幹線等の高速交通網
- ドローン等の航空輸送網
- EV化、自動運転
- 宇宙インフラの拡大
- グリーンインフラ
- 通信環境
- データ活用や自動化促進
- モバイル機器
- VR・AR
- キャッシュレス
- ワイヤレス電力伝送
- ロボットの社会実装
- 遠隔医療
- 水素等エネルギー活用
- 芸術、文化、スポーツ等の公共施設



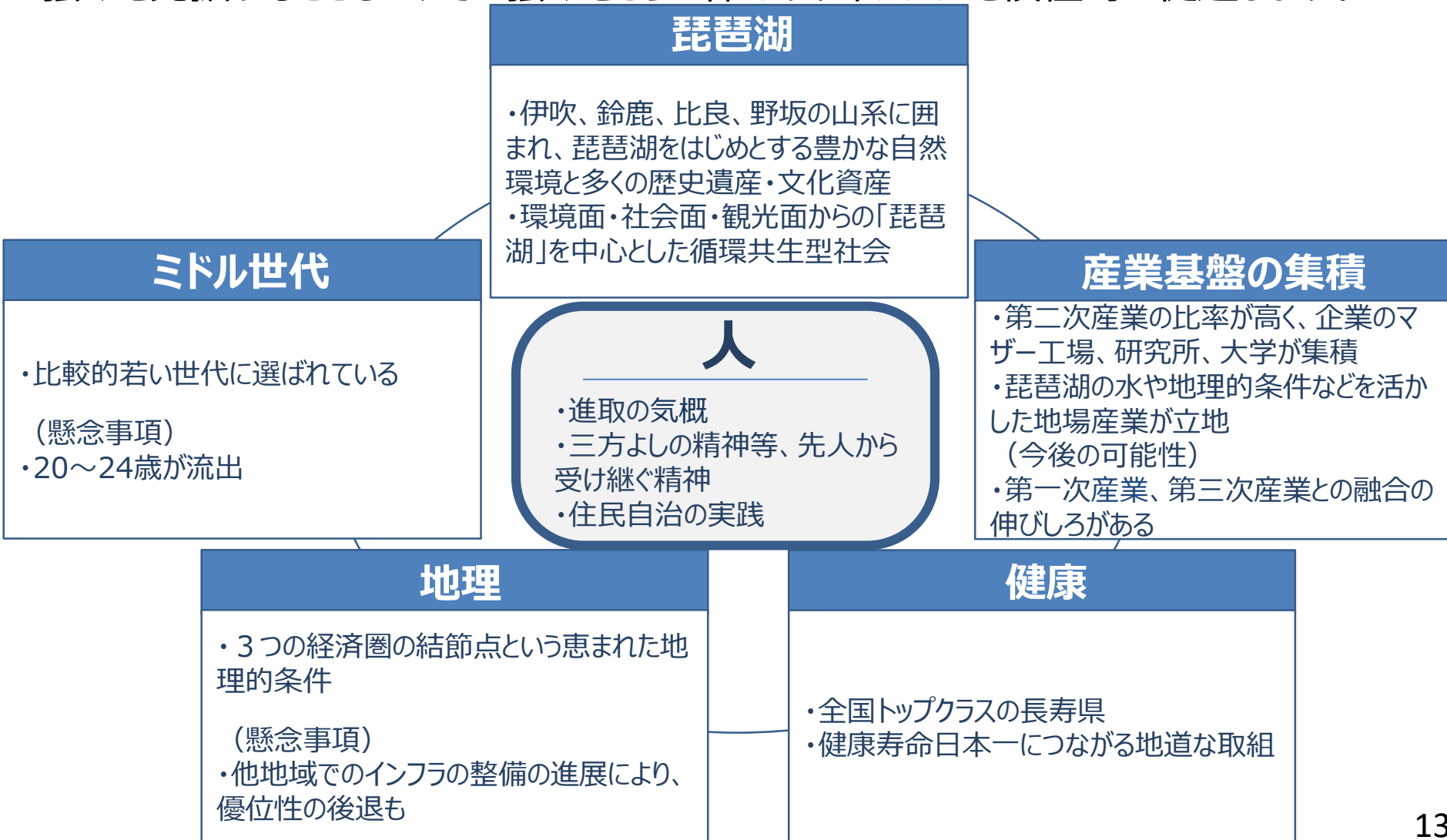
事業への取り組み方、生活のあり方が変わるだけでなく、**新しい産業**や**新たな価値**も創出されています。

- 移動の時間短縮化・多様化による施設効果
- シェアリングエコノミーの拡大（所有から共有へ）
- Z世代（1990年代後半から2000年代半ば生まれ）に代表される高い社会問題意識をもつ世代の台頭

滋賀県の持ち味

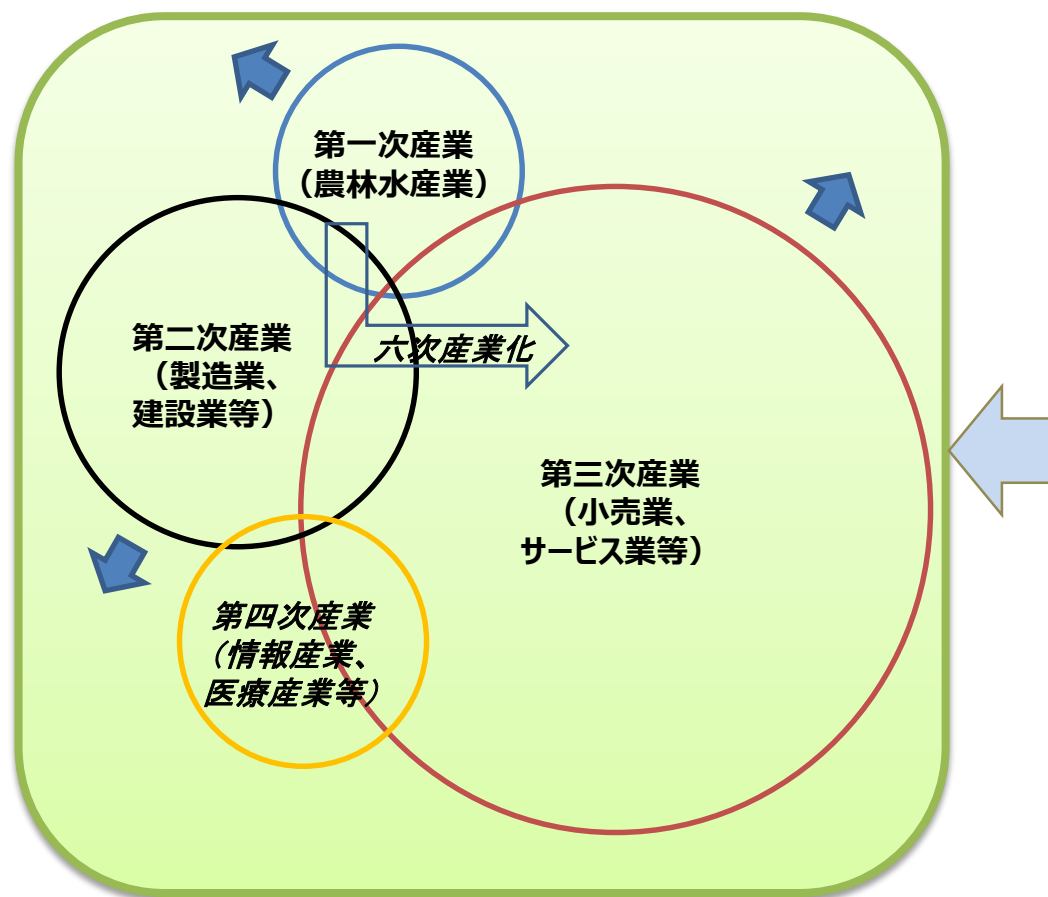


滋賀県の持ち味(特長)を活かし、弱みの克服だけでなく、気づいていない、活かしていない強みを発掘するとともに、その強みをさらに伸ばすチャレンジを積極的に促進します。



産業振興の基本的な考え方（1）

「産業」を広く捉え、従来の産業区分（第一次産業、第二次産業、第三次産業）に捉われない、「異分野の融合」や「新しい産業」を志向します。



【ポイント①】

従来の「商工業」だけではなく、行政の縦割りを超えて、「産業」を幅広く捉える。

【ポイント②】

これまでも、六次産業化や農商工連携、農福連携、建設業等の多角化などの取組があるが、観光産業の振興、事業継続やイノベーションの観点からも従来の産業分野の枠組みを超えた取組を促進する。

【ポイント③】

従来の、農業は農業者、工場はワーカーという考え方を超えて、各産業の担い手が変わってきつつある分野もある。また、非営利活動組織が役割を担うとともに、ロボットが取って代わろうとしている分野もある。

【ポイント④】

スマート農業、スマート工場、植物工場、製造業IoTなど、新しい技術の実装、データ活用等により、新たなビジネスが生まれる。

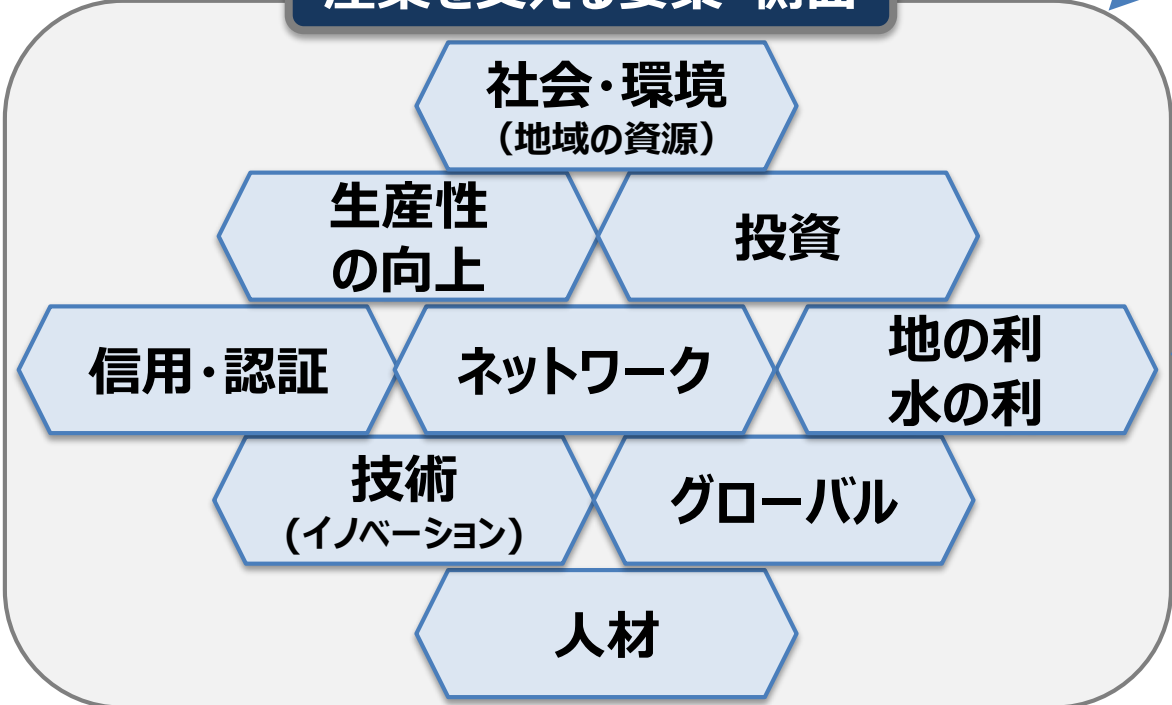
産業振興の基本的な考え方（2）



ビジョン（2030年の目指す姿）
 「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県
 「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県

新しいテクノロジーやサービスの創出、積極的なコラボレーション、
 進化するインフラを活用

産業を支える要素・側面



【ポイント】
 産業を支える要素・側面から振興を図り、本県を牽引する産業を創出・支援

これまでの滋賀らしい産業の創出

- 例 水環境ビジネス
- 例 環境関連産業
- 例 医工連携プロジェクト
- 例 バイオ産業
- 例 ●●産業

重点的な取組(施策)

今後も滋賀らしい産業を創出

- 例 発酵産業
- 例 ■■産業

産業振興の基本的な考え方（3）

ビジョン
(2030年の目指す姿)

**「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県
「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県**

新たなチャレンジを促進し、社会的課題をビジネスで解決するためには、新技術を実用化することにとどまらず、新たなビジネスモデルの創出などが必要であり、次の4つの視点を重視します。

<例>

**①チャレンジする人・
企業が集まる滋賀**

- 高校生・大学生からの起業家教育の推進
- 革新者の創造や近江商人等先人の教えの継承
- 滋賀の魅力を高め、発信

**②実証実験のフイ
ールド滋賀**

- 大学・市町・企業等多様な主体による新しいテクノロジー等を活用し、課題解決に向けた実証実験の場の提供
- 特区制度等に見られる規制緩和の取組の推進

**③ビジネスで実践
する「健康しが」**

- 誰もが取り残されることなく、人・社会・自然の健康をビジネスの観点から推進
- 循環型経済（サーキュラーエコノミー）の取組の推進

**④世界から選ばれ
る滋賀**

- 世界で稼ぐ力の向上
- 滋賀の企業が持つ技術・サービスを世界に拡大
- 人や投資を世界から滋賀に誘引

産業振興の基本的な考え方（４）



前頁の視点に沿って、多様な主体の共創のもと、ビジネスを通じて社会的課題の解決につながる、新たな9つのチャレンジを応援します。

--- 変化への挑戦 (Challenge for Change) ---

チャレンジ①：
挑戦する人の育成・確保・
応援

チャレンジ②：
挑戦する人たちや組織との
ネットワーク形成を支援

チャレンジ③：
挑戦して活動する機会・場
の創出

チャレンジ④：
地域の資源を活かしつつ、地域
の課題に向き合う取組を支援

チャレンジ⑤：
世界に向けてはばたく活動を
支援

チャレンジ⑥：
産業分野の融合を支援

チャレンジ⑦：
多様な人を呼び込む、関わるし
かけづくり

チャレンジ⑧：
未来を切り拓く情報や技術、
サービスの集積

チャレンジ⑨：
時代を変えていく新たな投
資を呼び込む



中小企業の経営基盤の強化への取組

新しいテクノロジー・サービス、インフラ、ネットワーク

産業分野、業種、規模の大中小を問わない地元事業者、地域に貢献する企業

目指す姿（ビジョン）の実現に向けた施策の基本的方向（1）



目指す姿（ビジョン）（「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県、「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県）の実現に向け、従来のフォアキャストिंगの手法による施策構築に加え、バックキャストिंगの手法により、4つの視点と9つのチャレンジを掛け合わせ、滋賀県の持ち味を活かした施策を推進します。

4つの視点



9つのチャレンジ

施策を推進

視点	番号	主な施策
①チャレンジする人・企業が集まる滋賀	1	滋賀に住む人の「ライフスタイル」を発信し、滋賀の職住モデルをリデザイン（reDesign）
	2	滋賀の地域や世界の社会的課題を解決する起業家・イノベーターを育成・確保
	3	開かれた起業家ネットワークを構築
	4	事業の継続や新たな事業展開等、挑戦する企業等を応援
	5	これからの滋賀の産業を担う人材の育成（一貫したキャリア教育・高等専門人材の育成等）の推進

目指す姿（ビジョン）の実現に向けた施策の基本的方向（2）



視点	番号	主な施策
①チャレンジする人・企業が集まる滋賀	6	AI・データサイエンス等、最先端テクノロジーを活用できる人材を育成・確保
	7	課題や情報、思いを共有でき、共に挑戦していくプラットフォームを構築
	8	異分野・異業種等、組織を超えた多様な主体による交流・連携を促進
	9	滋賀の産業基盤の集積や人を活かしたオープンイノベーションを促進
	10	2025年大阪・関西万博を活かしたビジネスの創出
	11	若者・女性・障害者・高齢者・外国人など多様な人材の確保・定着
	12	企業や働く人が魅力を感じる環境の創出
	13	多様な働き方・社会への関わり方の推進
	14	企業の再投資や新規立地につながる事業用地確保等への迅速な対応
	15	製造現場をはじめとするデジタル化を推進
	16	生産性の向上や高付加価値化等による力強い農林水産業の確立
	17	「森・川・里・湖」の多面的価値を未来へ引き継ぐ地域づくり
18	クラウドファンディング等、チャレンジする人・企業を応援する仕組みづくりと活用	

目指す姿（ビジョン）の実現に向けた施策の基本的方向（3）



視点	番号	主な施策
②実証実験のフィールド滋賀	19	新たなアイデアを社会実装に向けて試行する万博の「未来社会の実験場」の一翼を
	20	滋賀の資源を活かした実証・実験、研究・マーケティング、モニタリング等の場を創出
	21	企業や大学等のモデル的な取組や提案を受け入れ、地域との連携を促進
	22	新たなビジネスモデルの構築に障壁となる規制の緩和や制度の改善
	23	デジタルデータを活用できるプラットフォームを産学官金で構築
	24	地域を支える新たな交通の仕組みづくり
③ビジネスで実践する「健康しが」	25	発酵産業等、「健康しが」推進に向けた事業化を促進
	26	「健康」をテーマに、産業分野を超える新たなプロジェクトの検討
	27	地域資源の活用を通じた循環型経済（サーキュラーエコノミー）と共生の取組を推進
	28	医療・介護・福祉の課題を産業・技術の力で解決
	29	人の健康に留まらず、自然の健康、社会の健康に向けたビジネスモデルづくり
	30	スポーツの力を活かしたビジネスの推進
	31	生活や産業を支える社会インフラの整備、維持管理の担い手確保

目指す姿（ビジョン）の実現に向けた施策の基本的方向（4）



視点	番号	主な施策
④世界から選ばれる滋賀	32	水環境ビジネスをはじめ、世界の課題解決に貢献する海外展開を促進
	33	滋賀のいいものを、ブランド力を高めた商品化により海外へ販路開拓
	34	交流人口と観光消費の拡大に向けた取組
	35	インバウンド促進のため、キャッシュレスなど受入環境を整備
	36	国際感覚を養った人材の養成と確保、外国人材の受入と多文化共生の推進
	37	海外からの投資（ESG投資、設備投資を含む）の促進

1 各主体の役割

産業振興ビジョン2030が目指す姿を実現していくため、以下に掲げる多様な主体が、それぞれの役割を果たしつつ、共創して取組を推進していくことが必要。

県、企業、経済団体・中小企業支援機関等、大学等教育・研究機関、金融機関、非営利活動組織、県民等。

2 市町・国・近隣府県等との連携

市町・国・近隣府県等との効果的、効率的な連携の推進。

3 推進体制

産業振興ビジョン2030が目指す姿の実現に向け、最新かつ的確な情報をタイムリーに得る仕組みや県の組織等、必要な推進体制の検討。

4 経済・産業の活性化状況のモニタリング

産業振興ビジョン2030が目指す姿の実現に向け、本県の経済・産業の動向について、量的（客観的、経済・雇用の主な統計指標）および質的（主観的、アンケート調査・企業訪問）の両面からモニタリングを行い、その状況の把握・分析を実施。

具体的な施策の構築や検証等に活用。

5 政策の推進

目指す姿（ビジョン）の実現に向けた産業振興の展開（2）

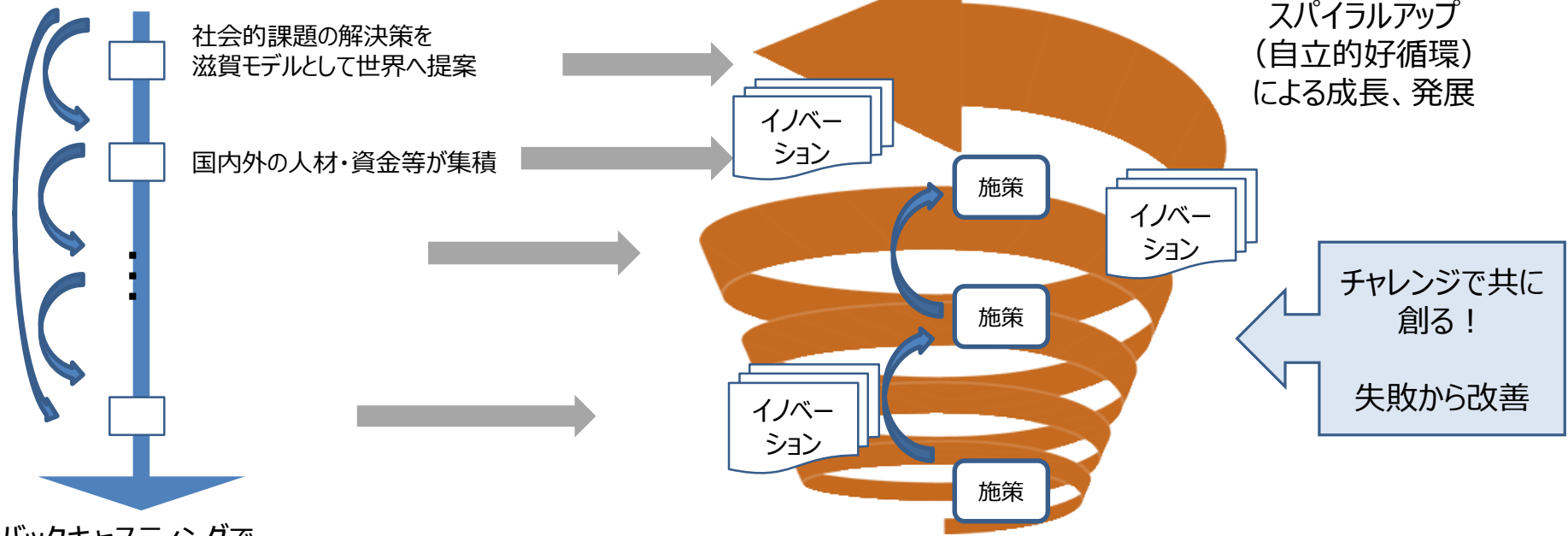


社会的課題を解決していくには、刻々と変わる状況に柔軟に対応し、試行錯誤を繰り返すことが重要です。そのため、産業振興ビジョン2030では当初の計画や数値目標の達成に力点が置かれる「PDCA」の考え方のみならず、「経済・産業の活性化状況のモニタリング」に加え、目指す姿（ビジョン）の実現につながるイノベーションの創出に向け、成果を出すことに集中する「OODA」（ウーダ）に見られる考え方を取り入れ、チャレンジを繰り返しながら施策を展開し、新たな価値を創出する産業振興の展開が図れないか検討します。

**目指す姿
（ビジョン）**

「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県
「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県

**“「新たな価値」を生み出しながら、
目指す社会の実現”**



バックカスティングで
各地点での目指す姿を描く

様々な情報、技術、知見、アイデア、ネットワーク、、、

OODAの概要

目指す姿（ビジョン）の実現につながるイノベーションの創出に向け、成果を出すことに集中する考え方です。

Observe	情報を収集します
Orient	仮説を構築します
Decide	数ある選択肢から実行する施策を決定します
Act	施策を実行します

チャレンジを繰り返しながら施策を展開し、経済・社会情勢の変化に機動的に対応します。

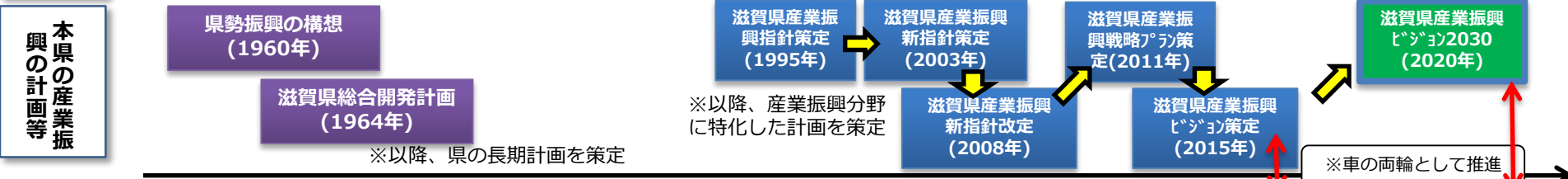
(参考資料) 戦後における本県の経済・産業の変遷



本県経済・産業の変遷

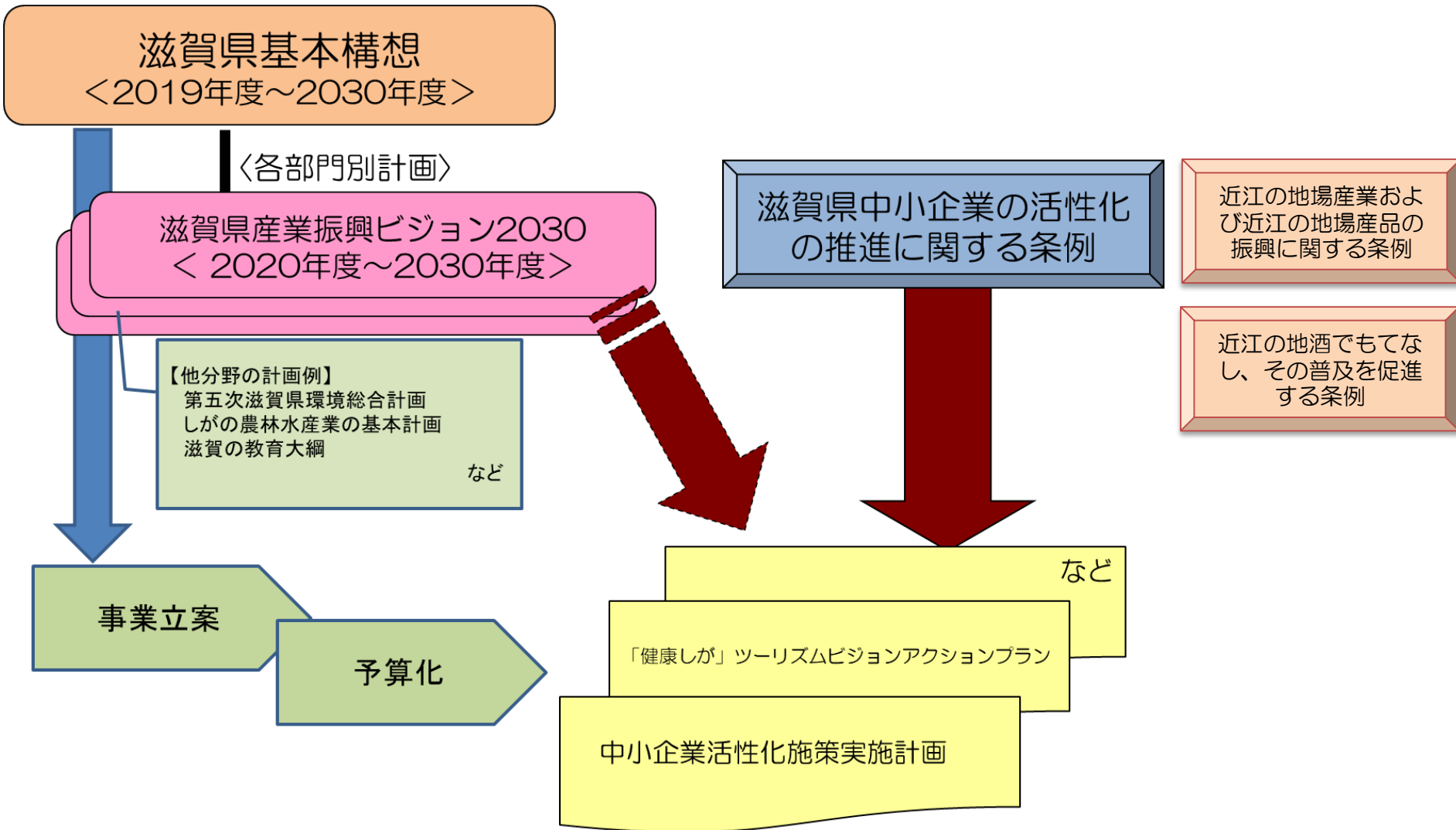
1950年代まで 戦後復興期	1960～70年代 高度経済成長期	1980～90年代 工業の量的拡大から質的向上へ	2000年代 グローバル化・IT化の進展	2010年代 人口減少社会への対応	2020年代 Society5.0の実現へ
<ul style="list-style-type: none"> 農業中心の産業構造 琵琶湖の豊富な水資源を背景に、主に繊維産業が発展 	<ul style="list-style-type: none"> 工業団地の造成による工場誘致 電気・機械などの大企業の工場の立地 大企業のサプライチェーンを支える中小企業が多数生まれるなど、加工組立型産業が集積 	<ul style="list-style-type: none"> 理工系大学の誘致、滋賀県工業技術総合センターの設置による研究開発型企業の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 産学官連携の推進、高付加価値産業の育成（環境産業、健康福祉産業、観光産業、バイオ産業、IT産業） 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国は「人口減少社会」へ。国内外の課題解決に貢献する成長産業を振興（水・エネルギー・環境、医療・健康・福祉等） IoT、AI等の活用、SDGs（持続可能な開発目標）の国連での採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県、「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県へ

の 県人口	179千世帯 86万人 (1950年)	183千世帯 84万人 (1960年)	215千世帯 89万人 (1970年)	295千世帯 108万人 (1980年)	352千世帯 122万人 (1990年)	440千世帯 134万人 (2000年)	518千世帯 141万人 (2010年)	538千世帯 141万人 (2015年)
の 県内総生産(名目)の推移※		①:0.02兆円 ②:0.05兆円 ③:0.06兆円 合:0.13兆円 (1960年)	①:0.05兆円 ②:0.31兆円 ③:0.26兆円 合:0.60兆円 (1970年)	①:0.08兆円 ②:1.23兆円 ③:1.00兆円 合:2.26兆円 (1980年)	①:0.07兆円 ②:2.92兆円 ③:2.11兆円 合:5.00兆円 (1990年)	①:0.06兆円 ②:2.88兆円 ③:3.18兆円 合:5.99兆円 (2000年)	①:0.03兆円 ②:2.84兆円 ③:3.14兆円 合:6.03兆円 (2010年)	①:0.03兆円 ②:2.79兆円 ③:3.32兆円 合:6.16兆円 (2015年)



※①は第一次産業（農林水産業）、②は第二次産業（製造業、建設業、鉱業）、③は第三次産業（卸売・小売業、宿泊・飲食サービス、金融・保険業等）を指す。また、県内総生産（合計）は、①～③は四捨五入し、総資本形成に係る消費税等を含むため、合計額は一致しない。

(参考資料) 滋賀県産業振興ビジョン2030の位置づけと具体的な施策や事業の展開イメージ



(参考資料) 滋賀県産業振興ビジョン2030と滋賀県 中小企業の活性化の推進に関する条例との関係



経済・産業面からのアプローチ

滋賀県産業振興ビジョン2030

- 第1 はじめに
～滋賀県産業振興ビジョン改定の趣旨～
- 第2 産業振興ビジョン2030のコンセプト
- 第3 2030年の目指す姿からのバックキャストニング
- 第4 産業振興の基本的な考え方
- 第5 ビジョンの推進

○産業振興ビジョン2030は、経済・産業のあり方の面から、本県における産業振興施策を総合的に推進するための中長期の指針となるもので本県の実情と将来予測を踏まえ、今後の産業振興の理念や施策の基本的な方向などを定めるもの

○本県産業の担い手(プレイヤー)である中小企業の観点から、その活性化を目指す滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例とあいまって、本県経済の発展を目指すもの

○具体的な施策や事業は、従前どおり中小企業活性化施策実施計画を毎年度策定する(ビジョンでは改めて記載しない)

具体的施策や事業

中小企業活性化施策実施計画
(毎年作成、予算反映)

施策の基本

- 自らの成長を目指す取組
- 経営基盤の強化
- 産業分野に応じた活性化

理念／役割

条例

産業の担い手
(プレイヤー)
面からの
アプローチ